

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 7 年

交通対策・地区整備特別委員会 会議録

令和 7 年 2 月 2 1 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

交 通 対 策 ・ 地 区 整 備 特 別 委 員 会 会 議 録

- 1 開会年月日 令和7年2月21日（金）
- 2 開 会 場 所 議会第3会議室
- 3 出 席 者 委員長 中 村 謙治郎 副委員長 寺 田 晃
 （13人） 委 員 石 原 喬 子 委 員 大 浦 美 鈴
 委 員 松 村 智 成 委 員 青 鹿 公 男
 委 員 富 永 龍 司 委 員 鈴 木 昇
 委 員 望 月 元 美 委 員 松 尾 伸 子
 委 員 伊 藤 延 子 委 員 青 柳 雅 之
 議 長 高 森 喜美子
- 4 欠 席 者
 （0人）
- 5 委員外議員
 （0人）
- 6 出席理事者 区 長 服 部 征 夫
 副 区 長 野 村 武 治
 技 監 赤 星 健太郎
 施設課長 五 條 俊 明
 都市づくり部長 寺 田 茂
 都市づくり部参事 柳 田 努
 都市計画課長 反 町 英 典
 地域整備第一課長 長 廣 成 彦
 地域整備第二課長 井 上 知 美
 地域整備第三課長 行 天 寿 朗
 都市づくり部副参事 片 桐 暁 史
 土木担当部長 齋 藤 洋
 交通対策課長 飯 田 辰 徳
- 7 議会事務局 事務局長 伊 東 孝 之
 事務局次長 櫻 井 敬 子
 議事調査係長 松 江 勇 樹

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

書 記	金 子 恭 子
書 記	岡 崎 一 生

8 案件

◎審議調査事項

案件第1 第34号議案 東京都台東区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例
の一部を改正する条例

案件第2 交通対策及び地区整備について

◎理事者報告事項

【都市づくり部】

1. 台東区バリアフリー特定事業計画の進捗状況及び台東区バリアフリー基本構想の中間
評価について資料1 都市計画課長
2. 東上野四・五丁目地区まちづくりの取組状況について
.....資料2 地域整備第一課長
3. 朝倉彫塑館通り沿道におけるまちづくりについて
.....資料3 地域整備第三課長

【土木担当】

1. 放置自転車対策の強化について資料4 交通対策課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（中村謙治郎） ただいまから、交通対策・地区整備特別委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いします。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 初めに、案件第1、第34号議案、東京都台東区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

都市計画課長。

◎反町英典 都市計画課長 それでは、第34号議案、東京都台東区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、トイレ及び駐車場に係るバリアフリー基準の見直しや劇場等の客席に係るバリアフリー基準を新たに定める高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、本条例の引用条文を整理するために提出するものでございます。

恐れ入りますが、第34号議案の新旧対照表をご覧ください。国の法律施行令に劇場等の客室に関する条文が新規で追加され、引用の条文にずれが生じたため、資料のとおり改正いたします。

なお、国の改正において車椅子使用者の使用者用駐車場施設の設置台数の基準が見直されましたが、区の本条例では既に同基準の内容を規定しておりますので、改正はございません。

最後になりますが、本条例は本年6月1日から施行いたします。

第34号議案についてのご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、本件についてご審議願います。

青柳委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆青柳雅之 委員 条例改正案、賛成いたします。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 条例改正に対しては賛成なんですけれど、1つだけちょっとお伺いしたいんですけれども、今回、劇場などで障害者のスペースをとというのが今説明ありましたけれども、台東区内にある、今、劇場とか、それに類するものとかでは今回の法律改正で何か引っかかるというのかな、変更が出るとかいうのはあるんでしょうか。

○委員長 都市計画課長。

◎反町英典 都市計画課長 お答えいたします。

今回、現状、東京都の福祉のまちづくり条例に伴いまして、客席のほうの設置のほうの基準は現在施行しているところでございます。ただし、今回の客席数、座席数が増えたことにより、若干、今回の条例が施行されることによって、既存不適格の施設ができるというふうな認識はしてございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 既存不適格なところは次の改修とか、それを前倒しをしてでも使いやすい施設、造っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 賛成か反対かお願いします。

富永委員。

◆富永龍司 委員 うちとしては議案に賛成いたします。

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 つなぐのほうもこちらのほう、賛同いたします。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 自民党も賛成です。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 賛成です。

○委員長 よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

○委員長 次に、案件第2、交通対策及び地区整備についてを議題といたします。

本件について、理事者から報告がありますのでご聴取願います。

初めに、台東区バリアフリー特定事業計画の進捗状況及び台東区バリアフリー基本構想の中

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

間評価について、都市計画課長、報告願います。

都市計画課長。

◎反町英典 都市計画課長 それでは、台東区バリアフリー特定事業計画の進捗状況及び台東区バリアフリー基本構想の中間評価についてご報告いたします。

資料1をご覧ください。項番1、目的です。

台東区バリアフリー特定事業計画については、毎年度、事業の進捗を確認し、スパイラルアップを図っており、本日は令和6年度の進捗状況をご報告させていただきます。また、バリアフリー法に基づき、令和7年度に予定しているバリアフリー基本構想の中間評価について、今後のスケジュールなどをご報告させていただきます。

項番2、特定事業計画の進捗についてです。

特定事業計画は、前期5か年に計1,846事業が位置づけられております。この全事業から継続事業及び事業化の検討事業を除いた141事業を進捗率の評価対象としております。令和6年度末時点の進捗率は79%となります。

恐れ入ります。2ページをご覧ください。（2）主な完了事業です。大きく4つの項目についてご報告させていただきます。こちらは、別添資料にて、写真も見ていただきながらご報告させていただきます。

恐れ入ります。4ページをご覧ください。まず1つ目は、鉄道駅におけるバリアフリー化の整備です。JR鶯谷駅で、右下の写真1のとおり、可動式ホームドアが設置されました。また、つくばエクスプレス浅草駅で新たに、写真2のように、車両とホームの隙間対策としてゴムの設置が行われました。

続いて、主な項目の2つ目、建築物におけるバリアフリー化整備です。したまちミュージアムでオストメイト対応の設備、車椅子使用者用トイレ、授乳室やおむつ交換台などが設置されました。その他の事業では、国際子ども図書館に、写真3のように、外国人対応の案内板を設置するなど、進捗をしております。

続いて、主な項目の3つ目、道路のバリアフリー化整備です。写真4のとおり、視覚障害者用誘導ブロックが設置されました。また、資料記載の11路線で写真5のような路側帯の新設やカラー舗装等の整備が完了する見込みです。

恐れ入ります。5ページをご覧ください。主な項目の4つ目、教育啓発特定事業の実施です。心のバリアフリーを推進するため、新たに教育啓発特定事業を位置づけています。本計画では、項番2、（1）に記載のとおり、区全体で取り組んでいる5事業が該当し、職員研修における高齢者・障害者等の疑似体験や区民・区内事業者が対象の障害への理解や社会参加を目的とした講習会が実施されました。

恐れ入ります。2ページにお戻りください。（3）未実施事業についてです。特定事業において、令和6年度までに実施予定の104事業のうち未実施となっている事業が7事業ございます。①公共交通特定事業では、バス停留所への視覚障害者用誘導ブロックの設置事業が未実施

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

となっています。これは、めぐりん停留所の設置可能箇所全てに視覚障害者誘導用ブロックを設置するという事業です。現在、21か所への設置は完了いたしました。一部の停留所で歩道の切上げやガードパイプの撤去等の附属工事が生じ、施工時期が延期となっています。

なお、いずれも前期計画期間である令和8年度までに完了する予定です。

②建築物特定事業では、エレベーター内に足元まで見える鏡を設置する事業が2施設で未実施となっています。これは事業の実施時期の見直しによるものです。③道路特定事業では、路側帯の新設やカラー舗装等の整備が4路線で未実施となっています。これは、関係者協議が調わず、事業着工が遅れたためでございます。

以上が特定事業計画の進捗状況のご報告でございます。

恐れ入ります。3ページをご覧ください。続きまして、項番3、基本構想の中間評価についてご説明させていただきます。

(1) 経緯です。区は、バリアフリー法に基づき、令和4年度に基本構想を策定し、区内全域においてバリアフリー化を推進しております。バリアフリー法では、おおむね5年ごとに基本構想で定めた特定事業等の分析や評価を行うことが規定されており、本区では令和7年度に基本構想の中間評価を実施することと位置づけております。

(2) 実施時期です。令和7年度に基本構想の中間評価を実施し、その結果を踏まえて、令和8年度に特定事業計画を策定いたします。

項番4、予算額(案)は記載のとおりです。

項番5、今後の予定です。令和7年度にバリアフリー基本構想の中間評価を実施し、その結果を令和8年第1回定例会にてご報告いたします。

ご報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 ありがとうございます。

教育啓発の特定事業でお尋ねいたします。

こちら、区全体で取り組んでいる全5事業のうちの、あれですね、5ページの写真6なんですけれども、高齢者・障害者等の疑似体験、これは全体で行っているということで、管轄が違うのかもしれませんが、分かる範囲で教えていただきたいんですけれども、職員の方への疑似体験、どの程度進んでいて、どの程度の方が参加しているのでしょうか。

○委員長 都市計画課長。

◎反町英典 都市計画課長 お答えいたします。

こちらは、令和3年度より、入区2年目の職員に対する必須の研修となっております。

なお、令和6年度につきましては51名が研修に参加したと聞いております。

○委員長 大浦委員。

◆大浦美鈴 委員 ありがとうございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

この疑似体験なんですけれど、もうご存じのとおり、区内の小学校では、社協が中心となって、授業の中に取り入れているんです。私もボランティアで行っていますので実際体験しているんですけれども、思ったよりリアルで、もう高齢になる、障害を持つというのはこういうことかとすごく実感しています。人ごとではなくなりますので、ぜひこういった機会に多くの職員の方に体験してもらうようお願いしたいと思います。以上です。

○委員長 ほかにはございませんか。

松尾委員。

◆松尾伸子 委員 私もこの教育啓発特定事業等の中で心のバリアフリーの啓発用パンフレットを作成していただいていて、やはり例えば道路で歩道上に視覚障害者の黄色いブロックが配置をされていて、その当事者の方にとっては命を守るための大事な、意味のあるブロックなんですけれども、歩行者ですとか、また、ベビーカーを押している方とか、そしてまれに車椅子の方もいらっしゃる、自転車も交差したりという、歩道上が割と本当に混雑して、危ない状況も見受けられたりとか、様々な方が歩道を使用される上で、お互いの当事者の方と、また、ほかの利用者の方との理解促進がしっかりとなされることがとっても大事なというふうに感じているんですけれども、啓発用パンフレットはどの形でどのような方たちに配付されているか、教えてください。

○委員長 都市計画課長。

◎反町英典 都市計画課長 お答えいたします。

心のバリアフリーのパンフにつきましては、多くはホームページのほうで記載しているところでございますが、小学校、中学校については配付をしているところでございます。すみません、令和4年度の実績で大変恐縮ですけれども、こちらにつきましては、小学校に対して7,509部、中学校に対して2,397部のほうの配付を行っているところでございます。

○委員長 松尾委員。

◆松尾伸子 委員 ありがとうございます。大事な教育ですので、やはりお互いの立場に立って物事を考えられるという、そういう社会にしっかりと台東区内でなっていきたいという思いでありますので、今後、またしっかり頑張っていただければと思います。以上です。

○委員長 よろしいですか。

青柳委員。

◆青柳雅之 委員 まずは鶯谷駅が両方ともできたということで、これはよかったなと思っています。というのも、私も何度かご指摘をさせていただきましたが、山手線サイドだけホームドアがついて、京浜東北線側がつかないという状況がもう数年にわたり続いていたと。これはもう本当に危ない状態でもありましたので、あるいは鉄道事業者さんの内部の何かルールでこの状態が続いたということで、これは解決したことは本当によかったなと思っていますし、さらに、今後、こういったおかしなルールで区民が危険にさらされる状況がずっと放置されるということがぜひないように協議を進めていただければと思います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

あと、私が最近、今回、いろいろ特定事業が進んでいるという、こういったご報告がありまして、本当に細かい部分までいろいろ改善がされたりとか新たな取組が進んでいるんだということで非常に評価、安心しているところなのですが、その一方で、新たな問題というわけじゃないんですが、特定事業、あるいは今回、基本構想、中間評価の中でぜひご検討というか、問題意識を持っていただきたいと思うのは、既存の特に地下鉄の出入口ですね。銀座線とか日比谷線というのはやはりできた年代が非常に古いので、ある意味、昭和の規格のままの特に階段の出入口というか、幅ですか、あれが非常に細いというか、狭いんですね。最近、台東区の人口が非常に増加しているので、朝のラッシュ時などは本当に駅の利用者が増えています。

それで、私もちょっと前に膝、けがして、階段とか上り下りがちょっと遅かったんですけども、ちょっとゆっくり歩いているだけで後ろがもう渋滞してしまうんですよ、特に朝など。あとは私、見えても、多少、足の悪い方とか、けがしている方などが下りていくと、もう間違いなく上まで人が連なってしまっていて状況があるので、上下とも1人ずつしか擦れ違えないので追い越すこともできないって状況になっているんだと思うんですよ。そうすると、頑張って階段上り下りしようかなという方にとってもストレスになりますし、利用者の皆さんにとっても、ある意味、交通のインフラということを考えてもなかなか看過できない状況になっているなと思っています。

ですので、いろいろな状況はあると思うんですが、特に日比谷線ですね、入谷駅、三ノ輪駅、ここは特に三ノ輪などはそういう足の悪い方などがいなくても、階段の上り下りが遅い方がいなくても、結構慢性的に渋滞が起きています。入谷もそうですね。あとは田原町、稲荷町、この辺りも階段の幅が非常に狭いということが新たなネックになっているんじゃないかなと思っています。バリアフリー新法でワンルートのバリアフリー化、エレベーターは整理されました。これはこれで大分利便性が高くなっていると思うんですが、それに加えて台東区の人口の増加、あるいは駅の利用者の増加にこうした交通インフラが、特に出入口、追いついていないと。これは住民にとっても非常に大きなストレスになっていると思いますので、これはバリアフリーの観点でいくのか、あるいは今回、交通対策ですから、交通対策全般の視点でいくのか、その辺り、お任せしますが、そういった視点もぜひ持っていただいて、現場をご覧になっていただきたいなというふうに思いますが、いかがですかね。

○委員長 都市計画課長。

◎反町英典 都市計画課長 お答えいたします。

今いただきましたご意見のほうにつきましては、きちんと精査をし、現地のほうも確認した後、きちんと事業者のほうにも働きかけてまいりたいと思います。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 あとはもう1点、今回のこれ、国立国会図書館ですか、子ども図書館、子ども図書館でちょうど私、学生のインターンと一緒に昨日、見てきたんですが、いろいろなところに表示が外国語対応されていました。ある意味、あそこの施設はそんなに外国の観光客の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

方がいらっしゃらないところだったんですが、昨日も随分、建築好きの観光客の方がいっぱいいらっしゃって、写真もばしばし撮っている方がいて、口コミで大分広がっているのかなと思いついて、そういった対応がされたなというふうにいるんですが、とはいえ、特に駅の案内とかアナウンスはやはりまだまだ足んないというふうに思っています。

先ほども今まで申し上げたエレベーターのアナウンスが弱いなのに加えて、例えば大きなターミナル駅ですね、上野駅などを見ても、駅の改札の看板は光っていない普通の看板なんです、その隣とかその奥にもうぴかぴか、ネオンのお店の看板がばんばん並んでいるんですよ。そうすると、知っている方はいいんですけど、知らない方は改札口、こちらですよとか博物館、動物園、あちらですよという看板よりかはそちらの店舗の看板のほうにどうしても目が行ってしまうじゃないですか。そうすると、アナウンス効果というのは相当減ってしまうと思うんですよ。

だから、視覚の部分でもああいうやはりきちんとお伝えしなければいけない看板と商業施設の看板、これが同じ視界の中に入ったときにどちらが目立つのかということも含めて、そういう検証も必要なんじゃないかなというふうに思うんですよ。その辺りもぜひご検討いただきたいということをお伝えをし、今のご答弁もありましたけれども、意見を事業者にお伝えするというだけではなくて、区としてどうしていくのかということもぜひご検討いただければということをお願いしておきます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 2つあります。

一つは、道路の特定事業というのか、目の見えない方のブロックを、停留所にブロックの配置になるのかですけれども、実は視覚障害者の方たちへの配慮もあるんですけど、日常に健常者と言える方たちへのバリアフリーも必要かなと思いたしたのは、めぐりんとかのバス停留所なんですけれども、バス停留所の丸い何番とかいうのが道路に並行になっているということで、非常に見にくいところはそこを素通りして、特に三ノ輪駅のところはそうなんですけれども、都バスとめぐりんのバス停留所が別なんです、あそこね。そうすると、分からないで都バスのほうまで行ってしまう方が多くて、実は私も1回、それで乗り遅れたということがあったんですけど、それらについては1回お声かけはしてあるんですけど、こういうバリアフリーって視点で見ると、もう1回点検していただいて、改善などしてもらうこともここで提案してよろしいのかなと思って、今、一応発言しました。

もう一つは、一緒ですか、今回、コミュニケーションボードや何かということで、聴覚障害者への手話通訳とか、あとはいろいろな会に出ますと、文字で出て、非常に改善されてきているなということで、非常によかったというふうに思っております。これらについては、さらに次の計画のところで増やしていくとかいうところとかもあるのでしょうか。

○委員長 都市計画課長。

◎反町英典 都市計画課長 お答えいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

区のほうではバリアフリー協議会という協議会をしてございまして、その中で各種団体の方からもご意見をいただいております。来年度、中間の評価、また、その後の特定事業計画の計画をする中でもこういった皆さんの団体ですとか、方からもご意見をいただいて、策定をしてまいりたいと思います。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 中間報告でということをおっしゃっていましたが、はい、分かりました。以上です。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、東上野四・五丁目地区まちづくりの取組状況について、地域整備第一課長、報告願います。

地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 それでは、東上野四・五丁目地区まちづくりの取組状況について説明いたします。

資料2をご覧ください。初めに、項番1、エントランス街区のまちづくりについてです。

エントランス街区では、昨年3月、二十数名の地権者や区で構成する再開発準備組合が設立されております。現在、この準備組合において、施設計画等に関する検討を行うとともに、理事会や総会で議論を重ねながら、組合員の合意形成を図っております。区は、引き続き再開発事業に向け、準備組合の組合員のほか事業協力者である東京地下鉄や大林組と連携しながら、エントランス街区のまちづくりに取り組んでまいります。

次に、項番2、土地区画整理事業の(1)公共施設整備です。資料、下段の敷地図を併せてご覧ください。青色枠内の旧下谷小学校跡地西側区道について、地区計画に基づき公共公益施設へのアプローチ道路として歩車分離による安全で快適な道路空間を確保するため、道路幅員を6メートルから10メートルに広げる道路拡幅整備を予定しております。現在は関係機関と協議、調整を行いながら、道路詳細設計に取り組んでおります。

(2)換地計画の認可です。区では、令和4年度に土地区画整理事業に関する施行協定を警視庁と締結いたしました。その中で、令和8年度以降の警視庁による新庁舎建築工事の前までに区が換地計画認可のための申請手続を行うとともに、警視庁に対し、グレーの網かけの斜線部分約364平方メートルを売却することを規定しております。そのため、令和7年度は本施行協定に基づき認可申請手続及び警視庁への土地売却を予定しております。

2ページをご覧ください。項番3、旧下谷小学校跡地における基礎解体等です。

敷地図を併せてご覧ください。現在、水色の網かけ部分におきまして、校舎の基礎解体と土壌入替えのほか埋蔵文化財立会い調査を実施しております。令和7年度は土壌入替え等を引き続き実施するとともに、それらの作業が終わり次第、オレンジ色の網かけ部分におきまして、埋蔵文化財発掘調査と講堂の基礎解体を予定しております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

次に、項番4、予算額（案）です。

歳入につきましては、土地区画整理事業の換地計画認可申請に係る測量、図面作成に要する費用のおおむね2分の1の337万6,000円を東京都分担金として計上しております。歳出につきましては、主に土壌入替え、講堂付近の埋蔵文化財発掘調査、基礎解体に要する経費として5億1,675万8,000円を計上しております。

最後に、項番5、今後の予定です。

5月以降、資料記載の解体や埋蔵文化財調査を順次実施するとともに、令和8年3月に警視庁への土地売却を行う予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

青柳委員。

◆青柳雅之 委員 まず、四・五丁目のこちらの表の街区、あつ、表じゃないか、下谷小学校の跡地のほうなんですけれども、この道路の拡幅計画の部分なんですけど、これは私が都市計画審議会やっていた頃だから、もう五、六年前になるのかな、このときに旧下谷小学校の解体が正式に決まっていなかった中で道路の拡幅ということで都市計画決定をされた。結構強引にやったんだよね、あのときね。いろいろ私も当初、反対したりとか、あるいは行政側がいろいろな資料を出してきたりとか審議会のメンバーの皆さんも結構疑問を覚えたりとかいうことがあったんですけど、結構急ぎで都市計画決定がされていったという経緯がございます。ですので、道路の拡幅の必要性というのが相当あったのかなというふうに思っているんですけど、これ、また随分先ですね、工事が、予定が。前にも報告があって、ここの地下に銀座線が結構浅いところを通っているとか、いろいろな要素があったと思うんですけど、これはいろいろな必要性があった都市計画決定、随分前にやったにもかかわらず、何でこんなにゆっくりなんですか。

○委員長 地域整備第一課長。

◎長廣成彦 地域整備第一課長 答えをいたします。

まず、スケジュールなんですけれども、警視庁と区で締結しております施行協定におきまして、警視庁の、こちらの敷地での新築工事につきましては令和8年度以降に実施することを予定しております。来年度につきましては、先ほど少しご説明をしたんですけど、旧下谷小学校西側の敷地の区道に接する部分の塀ですとか、あと、その北側にある木造倉庫の解体を予定しております。それが終わり次第、換地計画認可申請に係る測量等の作業をこの拡幅部分の付近で行っていくということを想定しております。そういったことを踏まえまして、令和7年度についてはそれらの作業を実施し、それが終わった後、令和8年度に道路の拡幅整備を実施したいと考えております。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 あまり深くは突っ込みませんが、いろいろな事情があって、やられているということですが、あのとき、結構早い段階から都市計画審議会にこの計画、あるいは

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

解体が決まる前から道路の拡幅の案件が出て、随分議論があって、これが都市計画決定された案件だということ、改めて思い出しまして、それだけ性急にやった割には随分整備が遅いなということだけ申し上げさせていただきたいと思いますが、いろいろな事情があるということです。安全に工事が進むこと、ぜひ慎重に進めていただければと要望しておきます。以上でございます。

○委員長 よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、朝倉彫塑館通り沿道におけるまちづくりについて、地域整備第三課長、報告願います。

地域整備第三課長。

◎行天寿朗 地域整備第三課長 それでは、都市づくり部の3番、朝倉彫塑館通り沿道におけるまちづくりについてでございます。

資料をご覧ください。項番1、これまでの取組についてです。

朝倉彫塑館通りでは、防災性向上を図りつつ、特徴的な景観を生かしたまちづくりを推進し、令和5年度より、街なみ環境整備事業を活用しながら、市街地整備に取り組んでおります。沿道に位置する谷中五丁目遺贈地とすぺーす小倉屋につきまして、両施設を一体的に活用する運営事業者等を公募にて選定いたしました。

項番2、令和7年度の主な事業内容についてです。

(1)番、谷中五丁目遺贈地及びすぺーす小倉屋についてです。まず、①谷中五丁目遺贈地にて埋蔵文化財の調査を実施いたします。これと並行して、運営事業者による設計委託を実施いたします。②、次にすぺーす小倉屋ですが、今年度の実施設計に基づいて改修工事を実施いたします。

恐れ入ります。3ページ、別紙をご覧ください。実施設計の資料といたしまして、平面図をつけております。まず、平面図につきましては、作業が進みまして、一部変更はございますが、主な動線や間取りに関しましては、昨年、第1回定例会にてご報告をした基本設計を踏襲しているところでございます。

次に、4ページ、別紙をご覧ください。立面図です。外観につきましては、黒を基調とした色彩で仕上げてまいります。

恐れ入ります。資料1ページ目にお戻りください。③共通事項でございます。谷中五丁目遺贈地、すぺーす小倉屋共通の事業となりますが、運営開始に向けて地域の意見を伺いながら、オープンまで機運を醸成していきたいと考えております。ワークショップを実施してまいります。

(2)朝倉彫塑館通り沿道を対象とした景観形成の取組です。沿道の景観に関するオープン

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ハウスという取組を実施しまして、沿道で望ましい修景の基準等景観のルールに関しまして地域の方と直接対話する形で意見を伺い、方向性を定めてまいりたいと考えております。

2 ページ、ご覧ください。恐れ入ります。オープンハウスにつきまして補足をさせていただきます。オープンハウスとは、ワークショップと同じように、参加者から広く意見を伺う方法でございます。ワークショップと異なりまして、開催期間中、いつでも入場が可能で、パネル等を見せながら、区職員などと直接対話しながら意見を聴取するものになります。

項番3、予算額（案）になります。

歳入歳出、記載の額を計上しております。令和8年度債務負担行為の限度額として1億2,900万ほどを計上しております。

恐れ入ります。2 ページをご覧ください。項番4、今後の予定でございます。

新年度に入りまして、4月以降、谷中五丁目遺贈地における埋蔵文化財の調査、それから整備工事の設計委託、先ほど説明したワークショップを実施いたします。7月以降にはすぱーす小倉屋の改修工事を実施いたします。秋以降、先ほど申し上げたオープンハウスを実施していく予定でございます。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 何点かお伺いをしたいと思います。意見も述べさせてもらいます。

小倉屋さんの予定図面が今回、また報告がされて、いよいよ工事に近づいてきたなという感じがしています。私、以前の委員会でも発言をさせていただいていますけれども、躯体の部分とかは耐震化とかいうのは、それはもう当然必要だというふうに思っていますけれども、建物内にある部材とかいうのかな、そういうものとかいうのは、建築材とかいうのかな、今あるものですよ、今後、どういうふうに活用するとかどう保存するとか、何かその辺、方向性とか決まっているなら教えてください。

○委員長 地域整備第三課長。

◎行天寿朗 地域整備第三課長 お答えいたします。

以前ご当然さしあげたとおり、使えるものは使っていきますが、取り替えなければいけないものは取り替えていくという中で、その作業の判断ですね、まさに実施設計の中で判断をさせていただいております。使う予定のないものにつきましては運営事業者さんのほうに活用希望があるかということ、確認していく予定でございます。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 今回、運営事業者さんが使わないよってなっても、じゃあ、それで銭湯のたきつけで出してしまうのかって言ったらば、やはり今まで歴史的に使われてきたものなので、一定の保管はしていただきたいなというふうに思います。その保管場所はどこなんだというのはまたいろいろ調整、議論は必要だと思うんですけども。この事業者さんがこれから先、も

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

う未来永劫、小倉屋がなくなってしまうぐらいまでずっとやっていくというわけではきつくないでしょうから、これから先の事業者さんは、じゃあ、過去のこういうものはまたこういうふうに使いたいなどというのが出てくれば活用できるとやはりいいかなと思いますので、そういうところもぜひ研究していただき、検討していただきたいなと思います。

それと、外観についてのご報告がありましたけれども、地域がなれ親しんだ小倉屋さんというのがやはり大事だというふうに思うんですね。そういう意味では地域の方とかいろいろな部会の人たちとか、そういう人たちとのディスカッションとか意見とかいうのはどういうふうに聞いているのか、また教えてください。

○委員長 地域整備第三課長。

◎行天寿朗 地域整備第三課長 お答えいたします。

小倉屋の改修工事につきましては、間取りですとか改修のコンセプトにつきましてはまちづくり協議会の沿道部会のほうではお話はさせていただいております。

外観等については今回、委員会で発表しているもので、そこにつきましては今後の周知を図ってまいります。地域のシンボルとしてある程度オリジナルに近い外観への改修を図ってまいります。黒を基調とした外観にしていきたいと思いますということ、ご報告申し上げましたが、トタンの下であったりとか、あと、内壁のほうを調査したときに黒いしっくいがそこから確認ができましたので、そこにオリジナル性があると判断しまして、そこに戻すような形を考えております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 調査していただいて、その結果というのが大切だというふうに基本的には思います。ただ、土蔵の蔵でしょうから、何層にも塗っていたりするのかなと思うので、いろいろな調査をしながら方向性、ぜひ決めていただきたいと思います。

それと、遺贈地のこともありますけれども、小倉屋のこととか遺贈地のことを地域の意見というのをこれからも聞いていくよというのは分かるんですけども、私、以前も申したかと思うんですけど、やはり部会、沿道部会だけではなくて、もう少し広い面の人たちにも意見を聞いたり、あと、パブコメのようなところで本当にオーソライズされたものまでやるべきなのかというところはちょっと悩むところはあるんですけども、地域に、先ほど課長の答弁にあったように、地域の方が愛していただけのランドマークとして認識していただけるという建物になってほしいな、そうすべきだろうなというふうに思うんですけども、そういうところで少し範囲を広げた人々への意見聴取というのかな、何かそこはありますか。

○委員長 地域整備第三課長。

◎行天寿朗 地域整備第三課長 まず、すみません、先ほどの答弁の補足になりますが、外壁等の工事の予定等につきましては、今後、周知を図ってまいります。基本的には、先ほど申し上げたように、理由があって、黒いものなので、そこに近いイメージのものをしていきたいと思っています。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

そういった工事とか今後の予定につきましては、当委員会でもいろいろアドバイスもいただきまして、今は施設のところにホームページのリンクを貼りまして、私どもの事業進捗とか事業の内容につきましては誰でもすぐそこで、ホームページで確認できるような仕掛けをしておりますので、そういったものの活用しながら周知に努めてまいりたいというのが一つです。

もう一つ、先ほどワークショップをやりますということを申し上げましたが、実際、それは谷中地域の方たちを想定して、その方々に今後も何回か継続してやってまいりますし、また、3月の23日にも、これとはまた別に、年度内にもちょっと地域の説明会兼ねてワークショップはやっていきたいと思います。そういつて参加していただいた方と直接対話しながら、取り入れられるものは取り入れたり、今後の使い方のヒントにしたいということはやっていきたいと考えております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 そのこのところ、とても大事だと思うんですね。地域の人たちが1つの点である小倉屋さんとか遺贈地というところを見て、自分のまちってこうあったらいいよね、こうあるべきだよねというのが話し合えるきっかけになるといいなと思うし、そういうふうには台東区が方向性を持っていってもらえると、地域の人たちも、やはり谷中の地域ってこういう町並みをこれからも残していけたらいいよねというような雰囲気とか、まちづくりの基本になっていくといいなというふうに思いますので、ぜひその辺はもう回数こなして、所管の担当の課としては大変だとは思いますが、たくさんやって、たくさんの人たちの意見を伺っていただきたいなというふうに思います。

それと、これから小倉屋が完成をしていくと、やはり区としても、いや、小倉屋完成、ぜひ谷中にいらしてくださいという観光的な視点というのがどうしても強くなりがちになってしまうのかなというのをすごく危惧しているんですね。今、谷中エリアも観光の方、本当、土日祭日は多くいます。平日も欧米の方だろうなと思う人たちがいらしていたりしています。民泊も何か所かあって、トラブルも聞いていますけれども、そういうのもあるのが実態であります。基本的にあそこは住むまちとしてずっと今まで発展してきた、維持をしてきたまちでもあるので、観光客の増加というところの弊害というところがあると思っています。その点は所管としてはどのように気をつけていくのかとか、今後についてどういう考えを持っているのかとか、ちょっとその辺、教えてください。

○委員長 地域整備第三課長。

◎行天寿朗 地域整備第三課長 お答えいたします。

谷中は基本的に住居系の地域でございまして、いただいた、今ご指摘の点につきましては重要な点だとは考えております。例えば小倉屋ですとか遺贈地については今後、施設の稼働時間を定めて、住環境が守られるような、そういう仕掛けはする予定でございます。

あと、今後、そうやって沿道の整備を進めまして、まちに新たな魅力は付加してまいります。同時に住宅地区としての秩序、それが守られるようにはしっかり心がけていきたいと考え

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ております。

○委員長 鈴木委員。

◆鈴木昇 委員 住まっている方、住んでいるというところですよ、ご商売されているんじゃないくて、住んでいる方からいえば、これ、路地まで観光客の方が、どうしても路地のまち谷中というのも含めて、SNSも含め、では発信されているので、どうものぞき見されているようで気持ちがよくないと言う方もやはりいらっしゃるんですね。ちょっと路地入って、一服しちゃおうかという人もやはりゼロじゃありません。自動販売機脇のリサイクルボックスがいっぱいになっていて、その脇にまたペットボトルがいっぱい置かれちゃって、地域の人がやむを得ず片づけているという場所もやはりあるんですね。そういうところも含めて、やはりまちづくりというところを見ていただいて、これから小倉屋さんがきっと出来上がれば、SNSも含めて広がって行って、また谷中のまちが活気がつくことはいいと思うんです。ただ、本当にそのところをちょっと間違えると、うるさいまち、住みにくいまちになりかねないので、そこは十分配慮してほしいなと思うし、昨日の文化・観光でもこれからの観光に関しての住民とか事業者のアンケートを取るという報告がありましたけれども、やはりそういうところにも配慮したアンケートにしてもらわなければ困るし、住めるまち、住み続けられるまちという視点をぜひ持っていただきたいということだけは強く申し上げておきます。以上です。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 この案件について、報告内容は了承しますので、まず、ちょっとそこで何点かお聞かせください。

これ、ちょっと私の正直なところ、何件か、これについてご意見いただくようになりまして、正直な話、これ、個人的な話もあるんですか、今うち、自分ちを外壁工事、改修工事をやっているんですけども、それが自分ち、ビルなんですけど、それでも金額を考えるとこんな、やはり億という金額を改修工事で使うというのはなかなかの金額だなと。要は過剰な改修工事に感じるというご意見もあるようなんですね。登録有形文化財の扱いですから、これは金がかかるのはもうしょうがないとして、そこでお聞きしたいのが学術的な検証とかされていると思いますし、これだけの予算をかけて工事するに当たり、何を重要と考え改修していくのか、区の方針について、以前、委員会で報告があったと思いますが、再度確認をさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長 地域整備第三課長。

◎行天寿朗 地域整備第三課長 お答えいたします。

まず、経費がかかる点につきましては技術的にちょっといろいろな理由がありますので、そこではなく、恐らく今お問合せのほうは理念とか方向性のお話かなと思いますので、まず、令和2年に取得をした際の我々が本委員会でご報告した際には、目的を文化資源の維持及び良好な景観を保つためという目的でご報告をしております。そして設計の、私が設計を進めていく方針としては、文化財としての位置づけを継承するのは前提としまして、また、都市計画課の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ほうで景観重要建造物に指定されている建物でございますので、そういった位置づけは前提とした上で、いろいろな方が訪れても安全のように構造等をしっかり補強する。また、外観については、先ほど言ったように、景観上重要なので、例えばトタンの下の壁の色とかを参考に仕上げて、景観に配慮するなど、まちづくりに資するということを留意しております。

もう一つ、ソフト面としては、活用に関する検討を進めまして、昨年の第3回定例会でご報告しました活用方針を定めております。活用方針は、貴重な景観資源の活用を通じ谷中の魅力を発信する、地域住民に加え来街者が集い、交流やにぎわい等を生み出して、地域活力の向上につなげるというものでございます。今申し上げたハード面の部分とソフト面、活用方針等の両方を実現するということが大切だと考えて、改修する予定でございます。

○委員長 松村委員。

◆松村智成 委員 ありがとうございます。基本的に重要文化財といっても建築基準法ができる前の建物なんで、それを今の形に合わせるって非常に困難が生じるだろうなというふうにはやはり考えてしまうので、これはもう金がかかるのはしょうがないのかなと思います。

登録有形文化財って外観の工事については文化庁の届出だけでいいことになっているところを文化庁などに確認し、現地指導を受けて設計しているというのもこちらは了承しております。ここに関わる人は、先ほど鈴木委員からもありましたとおり、いっぱい、いろいろな人が多く関わっていると思いますし、それぞれ思いも。要は、つまり、小倉屋に対する思いとかゴール地点も多分違ってきてしまうこともあるだろうなというふうに私は感じているんですね。そういった方々の思いをきちんと受け止めてもらって、区の方針を先ほどしっかりお答えいただきましたので、それをご理解いただけるようにしていっていただきたいと思います。

また、今後、区内にある登録有形文化財、個人がお持ちのものというのが幾つもあると思うんですね。その扱いについて、ちょっとこれ、三課ではなくなりますけれども、これについては私もよく勉強して、どう保存していくべきなのか、区の方針を考えながら取り組んでいきたいと思いますので、以上で話、終わります。以上です。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 まず1点目ですね、前回はサウンディングということで、今回はオープンハウス、なかなか新しい取組が得意だなということで、オープンハウスって何だろうなってちょっと調べてみたら、なかなかネットで出てこないんですね、不動産屋さんがほとんどで、やっと掘り当てたら大分分かったんですが。対比されているのは教室型って言われる手法ですよ。一堂に集めて、みんなに説明をすると。それに対する形でオープンハウス型ということで、これも国交省のホームページに細かく解説されていました。見ると、本当にこのやり方、あっ、すばらしいなと。じっくりと、理解をじわっと広めていくには最適ですし、あるいは地域の皆さんのもう生の声というんですかね、恐らく教室型の説明会で挙手をして、みんなの前で質問するというのは相当勇気の要ることだと思うんですが、こうした対話型でいけば、あるいは目の前に図面とか模型がある中で対話をしながら素朴な疑問を一つ一つ答えていけるとい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

う手法は本当にすばらしいなと思っています。もっと調べたら、何かアメリカの公共事業では当たり前これ、行われているということで、谷中のまちにアメリカ型の公共事業の手法を取り入れたというのも非常に斬新で、いいのかなと思っていますので、ぜひ丁寧な取組の中で成果を出していただきたいと思います。

ただ、その中で幾つか課題というか、あれも書いてあったんですが、やはり周知の方法が非常に大事だということもそこに書いてあって、あとは私個人で思っているのはオープンハウスというその名称が分かりづらいのと、あとはよくマンションとかのリノベーションとかで販売しているのありますよね。あれも何かオープンハウスってよく書いてあるので、不動産会社の名前とか不動産の販売の手法とか、その辺りと結構交じってしまうので、何か台東区型のオープンハウスの手法の分かりやすいネーミングでもアイデアで考えてくれたらいいんじゃないかなと思うんですが、その点についてはいかがですかね、この幾つかの疑問については。

○委員長 地域整備第三課長。

◎行天寿朗 地域整備第三課長 お答えをいたします。

周知は、常にやはり課題意識は持ってございますので、ちょっとやり方につきましては検討してまいります。ただ周知するだけではなくって、それが何を意味するのかが我々、私自身も専門用語を使い過ぎると確かに分からなくなってしまう部分があると思いますので、こういうことをやるんだよという趣旨なのか、それともタイトルなのか、どの辺を気をつけていけばより分かりやすくなって、参加者の増加につながるのか、そこはよくよく考えながら進めてまいりたいと思います。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 いろいろ関わっている方、業界の方からすれば、オープンハウスの手法って言えば多分、ずっと分かるんだと思いますが、対象としている、主に、住民の皆さんからすれば、なかなか分かりづらい部分もあると思います。ただ、場所としては谷中のコミセンでやるということで、別の用事で来られた方がたまたまご覧になって、そこでコミュニケーションが生まれるということも大いに期待できると思いますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

それと、2点目なんですが、先ほどころっと外壁の色は黒にしますって言ったんですけれど、これは白なのか黒なのか、あるいは銅板なのか、いろいろな論争というか、いろいろな時期があって、どの時代に設定すればいいんだろうかということが議論であったと思うんですが、ちょっとその辺りの黒に決まった経緯ぐらいはご説明いただきたいと思うんですけれど。

○委員長 地域整備第三課長。

◎行天寿朗 地域整備第三課長 お答えいたします。

まず、説明が足りなかった部分に関しましてはおわびを申し上げます。

◆青柳雅之 委員 いえいえいえ。

◎行天寿朗 地域整備第三課長 トタンの下、今、外壁がトタンを巻かれているところでござ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いますが、トタンというのは基本的には損傷した壁の、何というか、応急処置的な形のものとして捉えていただければと思います。そのトタンの下の部材であったりとか、あと、内壁の一部で特に日の当たらないところの内壁の一部、そこを採取したところ、黒いしっくいを確認できました。したがって、これがいわゆる建立時といいますか、できたときの素材であつただろうと推測されますので、今回はそのイメージを復元していきたいというふうに考えたものでございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 すぺーす小倉屋のホームページ、これがずっと残っているんですが、そこには大正4年頃、土蔵新築の頃の様子、当時は白のしっくい造りというふうに書いてあるじゃないですか。だから、これをもって私は、これ一体どちらなのかなと。だから、白いしっくいの後にどこかの時代で上から黒く壁を塗ったということなのかなと思っていたんですよ。そうすると、ちょっと今の現存のやつを確認してみるとやはり黒が出てきますよね。その辺りはどうなのか。最初から黒かったのか。あっ、何か来た。

○委員長 地域整備第三課長。

◎行天寿朗 地域整備第三課長 答えいたします。

まず、先ほど申し上げた内壁の劣化が少ないであろうところの壁の素材が黒いしっくいだったということと、あと、前所有者から頂いている過去の資料でもそういったところは確認できます。白い姿だったというものにつきましては、黒いしっくいは時間経過で割と白化といいますか、劣化といいますか、色が抜けていく、あせていくというところがございますので、そういった形の白なのではないかという可能性もございまして、今回は黒いものであつた可能性が高いと判断しております。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 分かりました。別に私はそういう決まり事って、調査の上で決めたことですからいいんですが、このホームページを見ると、土蔵新築の頃の様子、当時は白しっくい造りというふうに書いてあるので、ここのどうやってあれするのかということ、新築当時の姿に戻すことではなくて、その後、黒くなった姿が非常に皆さん、なじんでいるから黒にするんだよという理屈なら分かるんですが、新築されたときは黒だったってなると、このホームページとの整合性はなかなか取れなくなってくるので、その辺りがちょっとまた疑問に残ってしまったので、今度、ゆっくりまた教えていただければと思います。

報告事項、了承します。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、放置自転車対策の強化について、交通対策課長、報告願います。

交通対策課長。

◎飯田辰徳 交通対策課長 それでは、土木担当の1番、放置自転車対策の強化についてご説

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

明いたします。

資料4をご覧ください。項番1、包括的な総合自転車対策業務の導入についてです。

まず(1)現状と課題について、3点ご説明します。ア、現在実施している放置自転車対策では土日祝日の撤去・盗難の確認の問合せ窓口がなく、撤去ができない状況にございます。イ、放置自転車の特に多いつくばエクスプレス浅草駅やJR御徒町駅周辺では近くの駐車場が十分に活用されておりません。ウ、駐車場運営では、利用者情報が紙で管理されているため、各駐車場窓口で利用申請等の手続を行っています。ただし、還付を伴う利用中止申請は区役所の窓口にて行う必要があり、利用者の皆様にご不便をおかけしているところです。

次に、(2)実施内容ですが、これまで放置自転車対策と自転車駐車場等の運営を別々の事業として実施してまいりました。令和7年10月より一体的に実施するため、包括的に委託し、次の3点の実現を図ります。ア、365日対応可能なコールセンターを設置し、撤去・盗難確認の問合せ環境を整備して、土日祝日の放置自転車撤去を行います。イ、放置自転車の巡回指導員が駐車場の稼働状況をリアルタイムで把握できる環境を整え、指導時に駐車場の利用を一層促進します。ウ、各駐車場の利用者情報を一元管理することで、全ての手続をオンライン申請可能にするなど、利用者の利便性を高めます。

項番2、今戸自転車保管所についてです。

今戸自転車保管所の建築物は旧耐震基準により建てられております。また、令和5年度末には外壁の一部が崩落し、現在、防護ネットによる対応をしています。一方で、清川自転車保管所が使用できなくなる可能性があること、また、総合自転車対策により一時的に撤去台数の増が予測されることから、保管台数を増やす必要があります。そのため、令和7年度に建築物の除却を行い、令和8年度には平置きの保管所として整備し、保管台数を増やすこととします。

次のページをご覧ください。項番3、予算額(案)は3億1,388万7,000円です。

項番4、今後の予定です。

4月以降、システム構築・業務移行の準備を進め、10月より事業開始をいたします。

説明は以上となります。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 すみません、私のほうは一番最初にここに出ている予算額(案)の内訳と、あと、もう一つは今回の総合自転車対策の導入の前後による経常的に係る経費について、どのように変わるのか、その辺の概要を教えてください。

○委員長 交通対策課長。

◎飯田辰徳 交通対策課長 お答えいたします。

まず、予算額(案)の内訳でございます。総合自転車対策業務委託が約2億3,000万円、今戸自転車保管所解体工事が約6,500万円、残りは御徒町駅南口駅前広場自転車駐車場の一時利用を2時間無料にするため、電磁ロック式サイクルラックを設置する工事が約1,500万円にな

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ります。

次に、総合自転車対策導入前後で経常的に係る経費の比較でございます。令和6年度の経費につきましては約4億4,000万円に対し、令和7年度、先ほどご説明した2億3,000万円というのは半年分になりますので、通年では約4億6,000万円を見込んでいるところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 大変よく分かりました。

多分、皆さんご存じのとおり、台東区は23区でも一番狭い区で、本当に自転車というのがないと駄目で、自転車がマッチした区だと思っております。その中でも、私もずっと委員会も交通対策もやらせていただいている中での放置自転車というのが、放置のところが一番課題になっていましたが、これが今回、この対策で今までよりも大きく動かしていただいておりますので、ぜひこれを進めていただきたいと強く要望させていただきます。以上です。

○委員長 石原委員。

◆石原喬子 委員 ご説明ありがとうございます。

先日、TXの浅草駅周辺で非常に多く人員を配置していただいて、地下駐車場への丁寧な案内を實際、私も受けました。これは実際に止めたわけじゃなくて、今日、何があるんですかみたいな感じで聞いたら、しっかり丁寧に、ここに地下駐車場があるので、ここをご利用してくださいという説明をしてくれていて、とても高く評価しております。

その一方で、高齢者や障害がある方がなかなか地下の駐車場まで行くのが難しいという声も……

（「駐輪場」と呼ぶ者あり）

◆石原喬子 委員 地下の駐車場……

（「駐輪場、駐車場でも」と呼ぶ者あり）

◆石原喬子 委員 自転車駐車場ですよね、のほうに下りるのがなかなか難しいという声もありまして、もう今、実際にある地下駐車場にエレベーターをつけるとかはなかなか難しいと思うんですけど、そちらってどのように考えていらっしゃいますか。

○委員長 交通対策課長。

◎飯田辰徳 交通対策課長 まず、一定補足で、自転車駐車場という正式名称になっていて、一般的には駐輪場と言いますので、石原委員がおっしゃるように駐車場という言い方もしておるところではございます。

◆石原喬子 委員 すみません、ありがとうございます。

◎飯田辰徳 交通対策課長 その上での答弁でございますが、今いただいたように、我々としても自転車駐車場について、より区民の方に使いやすくしていきたいなという思いはあるところでございます。一方で、今ご指摘いただいたようなエレベーターの設置ですとかスロープの勾配の変更ですとか、そういったところになってきますと、やはり大がかりになってきますの

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

でなかなか難しい状況があるかなと思っております。

今、ちょっと考えているところとしては、やはり自転車を下ろすときに前輪のブレーキをかけながら下ろしていかないと勢いよく落ちてしまう可能性があるというところはなかなか皆さん、ご存じない部分があるので、その辺の周知はしていきたいなと思っているところであります。あと、スロープ自体が滑りやすいというご指摘もたまにございまして、そういったときに対してはスロープが滑りにくくなるような部材を使って対策することもございます。ただ、あまりやり過ぎますと、逆につんのめってしまって、危なくなる可能性もありますので、その辺、バランスを取りながら、より使いやすくなれるようなことは引き続き考えていきたいなと思っています。

○委員長 石原委員。

◆石原喬子 委員 ありがとうございます。

ぜひ段差がないところに優先スペースをつけていただくとか、何かいろいろ考えていただいて、その優先スペースとかあると、より地下の利用促進にもつながると思いますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

あと、もう1点、ごめんなさい……

（「関連でいいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長 もう1回言っちゃっていいですよ、石原委員、先に。

◆石原喬子 委員 あと、実施内容のほうに365日対応可能なコールセンターって書かれているんですが、こちらは今と同様で電話対応のみになりますかね。

○委員長 交通対策課長。

◎飯田辰徳 交通対策課長 具体的な業務内容につきましては、これ、プロポーザルで実施する予定ですのでまだまだ確定したものではございませんが、現段階で事業者さんから話を聞いている内容の中では今までどおりの電話というふうに聞いているところでございます。

○委員長 石原委員。

◆石原喬子 委員 ありがとうございます。

なかなか電話をするのにもどこにかけていいのかとか、結構、私のほうにも問合せが来ていまして、いずれでいいんですが、何か写真を撮って、それを送ったら、あっ、この住所のここにこの自転車が止まっているとか分かるようになったりとか、すぐコールセンターだとやはり人員も必要になってくると思うので、またちょっとその辺も検討していただけたらと思いますので、お願いします。以上です。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 すみません、じゃあ、関連してって言ってしまいましたが、つくばエクスプレスのところ、私も何年か前にご質問させていただきましたけれども、本当に大変なんですよね。私の体力でももう上げるの大変で、最後の最後が上がらなくてという状況でしたので、本当にエレベーターや何かというのはあれですけど、そのときの答弁ではエクスプレス

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

というか、そちらのほうでこれらの改善をする、そちらに委託というか、依頼しないとできないようなことで具体化していない状況が答弁されたと思うんですけど、今回のこれらについての改善策的なのはどんな形で予算化というのか、それはされるんですか。

○委員長 交通対策課長。

◎飯田辰徳 交通対策課長 まず、ちょっと整理させていただければと思うんですけども、予算の中ではその駐輪場の利用促進のところ、利用促進というので誘導していくという立場のほうでやっておりますけれども、駐輪場の構造を改造するとか、そういったものはこの予算の中には先ほどちょっと内訳でご説明した御徒町駅の部分以外は入っていない状況でございます。当時の答弁がTXという話だったんですけども、たしか、あそこ都道の下にございますので、道路管理者である東京都などとの協議なども必要になってくるかなと思います。つくばエクスプレスへ誘導してつなぐと、つくばエクスプレスのほうとも協議は必要なのかなというところになるので、やはり関係機関が多いというのは、正直、今も変わらない状況ではあるかなと考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

じゃあ、関係機関が多いですけど、改善の方向では頑張るというか、台東区が頑張って、交通対策課が中心に進めていくということでよろしいんですか。

○委員長 交通対策課長。

◎飯田辰徳 交通対策課長 先ほどの答弁とちょっと重なってくるんですけども、やはりエレベーターを設置するってなかなか規模的にもお金的にも関わってくる部分もありますし、まさに道路の下を掘るとなると道路の中にもいろいろな管ですとか電線ですとか、そういったものも含まれているというところ、管です、失礼しました。水道管や下水道管とか、そういったものも含まれているというところもありますので、そういうところを調整していかないとなかなかいけないかなというところと、地下の構造物とつながるかというところもしっかり、エレベーターを造ったところでつながらなければ意味がございませんので、そういうところも調整していく必要があるのかなかなか厳しいかなという、現状で思っているところではございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 じゃあ、なかなか現実的には厳しい、はい、分かりました。

あと、もう一つ、ちょっとこの包括的ということがありますので、今回はこの2つの場所ということが中心でしたけれども、今、多分、ここを超えて、一般の道路とか、そういうところでの放置自転車の相談とかは非常に多かたりされるかと思うんですけど、それらについての対策というのは今回のこういう包括的というところには含まれないんですか。

○委員長 交通対策課長。

◎飯田辰徳 交通対策課長 お答えいたします。

放置自転車対策なんですけれども、基本的には駅周辺を特に重点的にやっていて、その周辺

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

以外につきましても、週1回という形にはなってきますけれども、撤去活動、今までやってきたところではございます。今回、2か所上げているのは、その中でも特に重点的にやっていきたい、なぜ重点的かといいますと、両駅につきましては台東区内でもワーストワン、ツーという形で放置自転車、多い場所なので、ここからまずやっていきたいという思いでございます。当然、そういうことでございますので、駅以外のところにつきましても引き続きコールセンターのほうで情報受けまして、必要な対応は取っていくような感じで考えておるところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

そうしますと、これらが具体的に7月から実施される……

(「10月」と呼ぶ者あり)

◆伊藤延子 委員 10月、令和7年の10月ですね。そうしますと、今までですと放置自転車や何かいろいろあったことに対しては交通対策課のほうにご連絡をして、対応をしていましたけれども、今後はこちらのほうに統括というか、されるって形になるんですか。

○委員長 交通対策課長。

◎飯田辰徳 交通対策課長 基本的にそういう認識でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 はい、分かりました。

そうは言いましても、周知されるまでとか、あと、いろいろな形では区のほうに情報が入るかと思うんですけど、そういうときは区から円滑にこちらに連絡をしていくとか、そういったことは。

○委員長 交通対策課長。

◎飯田辰徳 交通対策課長 はい、ご指摘のとおりでございまして、もちろん業者が委託が始まったとしても、委託がコールセンターができたとして、コールセンターが問合せ先になるんではありますけれども、もちろん区側に連絡が入ることも当然あるというふうに考えております。その際には委託事業者と連携しながら対応していく形になるかと思っております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 はい、分かりました。以上です。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 放置自転車対策のワーストワン、ツーはこの駅だというご説明を聞いて、改めて過去はもっといっぱい止まっていた駅、いっぱいあったのに、そのいろいろな駅は解決をされて、ついにこの辺りが一番大きい、しかも、ここに、参考だとは思いますが、書いてある台数も、あっ、この数字なのかなというのは非常に感慨深いですね。ですので、今回、また担当課が全力を挙げてここを対応するということで、非常に期待をさせていただいています。

私、早速、御徒町は見に行ってきました。あそこは非常にスロープの幅も広いというか、う

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

まくできていて、ここは動かしやすいんだなというふうに思ったんですが、さらに地下に入ってみると、あそこ、壁が全部デザインになっているんだよね。それで、特に御徒町のあそのスロープ、この角度、何度か知っていますよね。あそこ、壁に書いてあったんですよ、13.2度。ほかの壁には谷中のエリアの坂とかジェットコースターとか、そういうものの角度が大体何度ぐらいですよというのが書いてあって、そういった坂とかと比べれば、御徒町のスロープというのは全然、角度的にもソフトになっているんだなということが地下に下りると分かるようになっていてるんですよ。ですので、設計された方なのか、もしくは自転車駐輪場、いろいろなところで造っている方なのか、区役所のアイデアなのか分かりませんが、こういう細かい何かアピールが地下にあったのは本当、驚きでした。ですので、実際、御徒町って、恐らくですけど、ほかのエリアに比べたらスロープの長さも尺がいっぱい取れているし、その分、角度が緩やかになっているのかなと思います。

ただ、私も仲御徒とか、あるいはあそのビューホテルのところとか、たまに止めるところはあるんですが、やはりちょっと怖いぐらいのときありますよね。荷物のところに、籠に、前に荷物とか、重いのを置いていると、やはり下りなどはちょっと危なっかしいなというふうに思うので、その辺りの問題とも併せてやしないと、根本的な解決にはなかなか至らないと思います。

ただ、その一方で、浅草に関しては商業施設の駐輪場が一部整備されています。具体名上げていいのかな、ROXさんの本館はないんですけど、ROX 3のほうには、一番屋上になるんですが、駐輪場があって、そこ、エレベーターで行けるようになっていてるんですね。ただ、あるというのはみんな知っているんですけど、どっから入っていいのかとか、そのアナウンスがなかなかされていなくて、普通の一般の方が使うエレベーターと同じような体裁のエレベーターが並んでいて、そこから上がるようになっていてるんですよ。ですので、恐らくあそこに私も初めて行ったとき、ここでいいのかなって半信半疑で思いながら上がったの、覚えているんですが、そのアナウンスですよ。

あとはROXさんでいったら、あそこはもう営業時間前にROXさんがもともと用意している駐輪場がほぼ埋まっている状態ですから、ある意味、ここの本庁舎の1階とかでやっているのと一緒に、営業時間前に駐輪はもうきっちりブロックするというような取組などをやると、いわゆる通勤でROXさんの駐輪場に止めていて、その後、営業時間中に来たお客さんがほとんど止めるところがないから、結果的に国際通りに止めざるを得ないという、あの減少が大分緩和されていくんじゃないかなと思っています。あそこの中で買物しても非常にアナウンス、すごいですよ、最近は。

ですので、商業施設さん側も問題意識を持っていらっしゃると思いますので、区側のいろいろな対応を強化するのに併せてぜひしっかり連携をしていただきたいなと思っていますが、ご答弁いただきたいとすると、その角度の問題をこれからどうしていくのか、あるいは使い分けという話もありましたけれども、商業施設側が持っているエレベーター、あるいはドン

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

キさんなども結構使われている方、多いと思いますが、あそここちらのまらごとによぼんのところもたしかエレベーターだったかな、そういういろいろな取組も商店街単位とか商業施設単位で始まっているので、やはりそういう総合的に対応を考えなければいけないなというふうに思っているんですが、その点、いかがでしょうか。

○委員長 交通対策課長。

◎飯田辰徳 交通対策課長 スロープと商業施設との連携とで2点かと思います。

まず、スロープに関しましては、先ほどの石原委員の答弁にもちょっと出てきたんですけれども、やはりなかなか構造上、スロープの長さを変えるというのは厳しい部分がありますので、どちらかといえば、先ほどお話しさせていただいたような周知の方法ですとか、滑り止めの対策法ですとか、そういったところでやっていくしかないというのが現状でございます。それでもなるべく使いやすくなるように我々としても頑張っていきたいなというふうに考えております。

続いて、商業施設との連携で、特にやはり浅草六区のエリアにつきましては、商業施設側で駐輪場を整備している事例が多々あるというふうに私も認識しております。商業施設側におかれましても、駅と同等にやはり駐輪需要を喚起する施設になるのは間違いないことではございますので、もう既に今回も、今、現段階でも周辺の商業施設とも協議を始めているところでございます。この対策を行うに当たっても、やはり商業施設側に協力していただかなければいけない部分も多々あるかと思ひまして、先ほどの商業施設への駐輪場の誘導などは区が直接やってしまうわけにいかないの、そこは商業施設と連携してやっていく必要があると思ひています。なので、今後、これ実際に10月から導入するに当たって、より一層、商業施設側とも協議して、より総合的に対応できればなというふうに考えているところではございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 ありがとうございます。

御徒町に関しては管理されている方ともお話ししました。御徒町駅、パンダ広場、随分、カラーコーンで広いエリアが駐輪禁止のゾーンがすごいがっちがっちになっていて、これ、結構最近になって始めたというふうに伺いました。ただ、それを規制が強化した後に地下駐の利用者さん増えましたかというような話を聞くと、そうでもないって言うんですね。ということは、何ですかね、地下駐のアナウンスが、あそこにあれだけ大きな出入口があっても、あそこが駐輪場ということ知らないのか、もしくはやはりああやって地べたに置く方はあそこが駄目ならまた別のところということでは何かほかのところに流れているのか分からないんですが、そういうマナー意識の啓発とあそこが駐輪場であるんだよと、さらにほかの地域に比べてスロープも非常になだらかになっているんだよということなども含めてアナウンスしていただいて、今回、いろいろな改善がされますよね。ですので、一時利用で、あのかいわいに来たときはぜひ御徒町南口の地下を利用していただきたいなというアナウンスですかね、何か周知、もう一工夫いただきたいなと思うんですが、いかがですか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 交通対策課長。

◎飯田辰徳 交通対策課長 お答えいたします。

まず、パンダ広場の地下の駐輪場なんですけれども、先ほど青鹿委員の質問に対する答弁でもちょっとあったんですけれども、ラックを設置する予定であります。なぜかと言いますと、今、現状、あそこの駐輪場に関しましては一時利用において2時間無料の設定がない状況でございます。2時間無料の設定を行うためにはラックを設置して、自動精算をする必要があるかと思っていまして、それをやることによって、今、2時間・・・・、150円の料金が、使用料がかかりますので、その使用料がかかることで止められない部分もあるのかなと思いますので、2時間無料を導入することによって、より利用促進を図っていきたいというのがまず1点目。

それでまず、その周知のところににつきましてなんですが、やはり今回の総合自転車対策の肝になる部分だと思っていまして、駐輪場の空き状況を踏まえて、放置自転車の指導員が誘導していくという形を取っていくというの、まさに委員がおっしゃるように、より地下を使っただけものと考えているところでございますので、その辺をこの対策の中で強化していきたいなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○委員長 青柳委員。

◆青柳雅之 委員 いい結果を期待させていただきたいと思います。

報告事項は了承します。

○委員長 富永委員。

◆富永龍司 委員 すみません、いろいろな委員からいろいろな意見が出ました。これ、見ていると、やはり浅草のTX周辺ということで、やはり空き台数が多くて、なかなか利用に結びつけられない、皆さんから課題が出ていました。エレベーターをつければという意見もありましたけれど、ROXさん、分かりづらいのもありますけれど、エレベーターがついてもあまり利用されているのかどうかというのは疑問なところもありますが、今回委託して、放置自転車対策を少し強めるということなんですけれど、これ、前、スロープを下りていくのにいろいろあるんで、あそこに人を配置して、たしか下ろしてくれたりする社会実験をやったような気がするんですけれど、違いましたっけ。

○委員長 交通対策課長。

◎飯田辰徳 交通対策課長 大変恐縮でございますが、私の認識の中では存じ上げていない状況でございます。

○委員長 富永委員。

◆富永龍司 委員 そうでしたっけ、すみません。

やはりあのスロープ、たまに下りる人見ます。若い人、別に問題ないと思っています。ただ、やはりご年配の方が下ろしたり、上げていく速度もゆっくりですけれど、これについていけなくなったりする可能性も実はあるのかなと、体のちょっと悪い人。あれ、構造的にうちの区で

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

やっていると思うんで、あれ、もし手離して、落ちて、誰かにぶつかったときとかいう危険性もなくはないんですよ。手、滑らせちゃった、自転車、手、離しちゃったということも、かなり歩幅が、階段が一步一步が普通に下りてもなかなか歩幅の合いづらい階段だったりするんで。これ、徹底するときにはいいんですが、やはり徹底するときに、今日撤去しちゃいますからとか、何かなるべく誘導していく。いきなり1日何回も撤去されてしまうと、それはそれでいろいろなハレーションを起こすと思うんで、そういうふうにしていきます、しばらく、最初のうちでもいいんで、なるべく誰か、あそこに立てて、こういうことが行われますから駐車場に止めてくださいって誘導はしていただけるんでしょうかね。

○委員長 交通対策課長。

◎飯田辰徳 交通対策課長 お答えいたします。

我々も撤去することが目的ではなく、やはり駅周辺に放置自転車がなくなることが目的であるので、撤去するよりは駐輪場を使っていた方がいいかなと思っております。恐らく導入当初、かなり混乱する部分も出てくるのかなと思います。その辺、どういうふうやっていくかについては、事業者とも協議させていただいた上で、どういった対応ができるかについては検討していきたいと考えております。

○委員長 富永委員。

◆富永龍司 委員 本当、そうですね。

あと、ここ、先ほど言った大型商業施設が幾つかあって、もう一方のディスカウントストアさんのところは前はよく警備員さんが割と指導を徹底されていました。ちょっと言葉、きついかなとは思ったりするんですね。止めちゃ駄目だよって言われるよりは自分のところの駐車場をこちらにお止めくださいって言ってくれた方がいいような、よく声が聞こえてくるんで、やはりその辺は商売なんで駄目なのは分かっていますけれど、もうちょっといい誘導方法しながら、商店街ともたしか放置自転車対策のいろいろなことをやっていらっしゃると思うんで、まち全体も一緒に、取組になって、やっていかなければいけないことだと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 課長、本当に今回のこの取組、非常に思い切った決断をしてくれたというふうに思っています。それだけに、今、富永委員からもありましたけれど、10月からの事業開始ですからまだ時間ありますから、これ、やはり周知といっても簡単じゃないと思うんですね。やはり非常にインパクトのある周知を工夫してってもらいたいなと思います。上野などだと、やはり御徒町駅周辺ってとっても春日通り一本渡ればもう本当に飲食店、商業地になりますけれども、自転車で来て、止めている方々、お客さんも多いんですけど、従業員も非常に多いんですよ。だから、その従業員に対してもやはり周知が行き届くように、各事業者、飲食店などにもしっかりと話ができるように、台東区、やはり移送費5,000円って23区でも5区ぐらいしかない、一番高い区ですから、それだけ放置自転車対策には強化をしてきましたし、これからまたさらに強化をしていくということで期待していますので、しっかりお願いします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

○委員長 案件第2、交通対策及び地区整備について、その他ご発言がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 おはかりいたします。

案件第2、交通対策及び地区整備については、重要な案件でありますので、引き続き調査をすることと決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 以上で、案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名及び議長名の朗読については省略いたします。

（櫻井議会事務局次長朗読）

○委員長 これをもちまして、交通対策・地区整備特別委員会を閉会いたします。

午前11時26分閉会